

みやざきSDGs教育コンソーシアム設置要綱

令和2年 4月27日
教育庁 高校教育課

(設置目的)

第1条 本県高等学校において、次の目的を達成するために、本組織を設置する。

- (1) 文理にとらわれない多様な学びである探究型学習を通して、SDGsの実現を目指す意識を醸成し、地域のみならず日本、世界で活躍し、次の社会を牽引する新たな価値や産業を創造し得る力を有し、社会の発展に寄与できる人材育成を図る。
- (2) 前号を実現するため、これまでの基礎的・基本的な知識・技能の学びを大切にしながら、次の社会を担う高校生に必要とされる資質・能力を育むための「探究的な学び」を推進する。
- (3) 本組織に参加する各高等学校等が、それぞれの特色を生かしながら、全県的に「探究的な学び」の浸透と、その指導方法の充実を図るための拠点校となるとともに、更なる本県の高校教育の進展と活性化につながる取組を行う。

(名称)

第2条 本組織は、みやざきSDGs教育コンソーシアム（以下「MSEC」という。）と称する。

(事業活動)

第3条 MSECは、第1条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) MSEC協議会
 - ア 構成機関における教育プログラムの情報共有
 - イ 県内高等学校における教員の指導力向上に関する研修
 - ウ 県内高校生による発表大会の企画
- (2) MSEC幹事会
 - ア MSEC協議会における協議内容の企画・立案
 - イ 県内高等学校における教員の指導力向上に関する研修の企画・立案
 - ウ 県内高校生による発表大会の企画・立案
- (3) MSECフォーラム
 - ア 県内高校生による探究型学習の発表
 - イ 発表の場を経験することによる県内高校生の思考力・判断力・表現力の養成
 - ウ 構成機関における教員の発表大会の企画・運営及び評価の方法の研修
- (4) 構成機関主催の教育プログラム及び諸企画の広報
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業活動

(構成機関等)

第4条 MSECは、別表に掲げる機関をもって構成する。

- 2 MSECには、代表機関、会長、副会長、幹事及び副幹事を置く。
- 3 代表機関は教育庁高校教育課とする。
- 4 会長は、教育庁高校教育課長とする。
- 5 副会長は、教育庁高校教育課課長補佐（政策）及び第6条第6項に掲げる者とする。
- 6 幹事は、教育庁高校教育課指導主事とする。
- 7 副幹事は、第6条第7項に掲げる者とする。

(構成機関の役割)

第5条 前条の構成機関は、本県における探究型学習の普及とSDGsを推進する次の社会の担い手となる県内高校生の育成に当たり、次に掲げる事項について、その具体的な連携・協力を推進する。

- (1) 協議会への出会に関する事。
- (2) MSECが主催する行事の運営に関する事。
- (3) その他構成機関が協議して必要と認める事項

(幹事校)

第6条 MSECは、スーパーサイエンスハイスクール科学技術人材育成重点校の採択校（以下「SSH重点校」という。）、ワールド・ワイド・ラーニングコンソーシアム構築支援事業の拠点校（以下「WWL拠点校」という。）及びその他の高等学校・中等教育学校を幹事校とする。

- 2 幹事校は5校以内とする。
- 3 SSH重点校及びWWL拠点校以外の幹事校は、構成機関の互選で定める。
- 4 幹事校の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 幹事校にMSECの副会長及び副幹事を置く。
- 6 副会長は、幹事校の校長とする。
- 7 副幹事は、幹事校の教諭等とする。

(会議)

第7条 MSECは、MSEC協議会（以下「協議会」という。）のほか、MSEC幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

(1) 協議会

協議会は、加盟校の1名以上の者をもって構成し、会長を議長とし、幹事会の原案をもとに協議を行う。

(2) 幹事会

幹事会は、幹事、副幹事により構成し、幹事を議長とし、協議を行う。

(新規加盟)

第8条 新規にMSECへの加盟を希望する団体は、代表機関に随時申請を行い、代表機関が適切な団体と判断したときは、加盟を認めることができる。

(庶務)

第9条 MSECの庶務は、教育庁高校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、MSECの運営に関し必要な事項は、教育庁高校教育課長が別に定める。

附 則

この設置要綱は、令和元年7月24日から施行する。

附 則

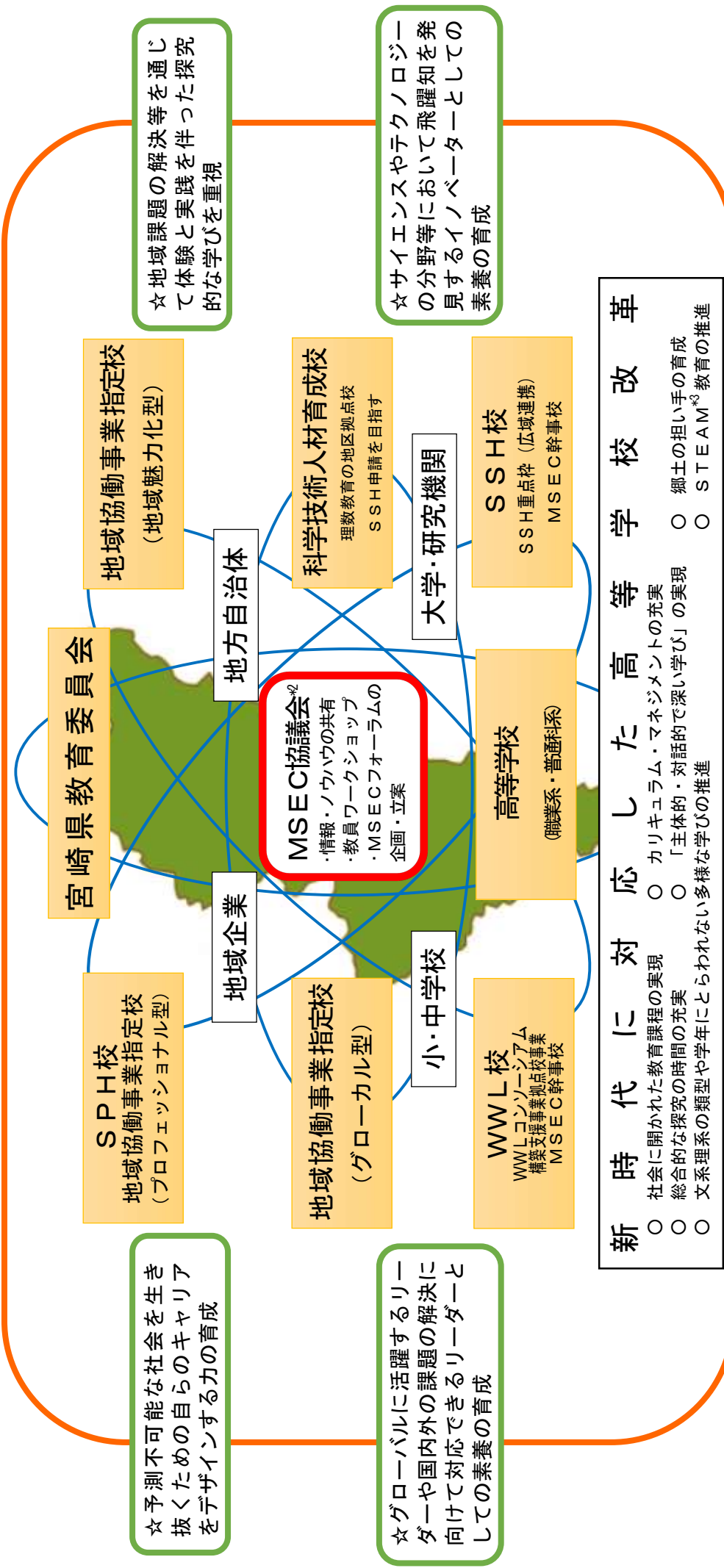
この設置要綱は、令和2年4月27日から施行する。

みやざきSDGs教育コンソーシアム (MSEC)

エムセック

Miyazaki SDGs Education Consortium

～探究型学習を県内へ普及し、その学習を通してSDGsの実現に向けて、郷土を創造・郷土を創造・貢献する人材の育成～



*1 2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成すSDGs (持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals) は、17のゴールと169のターゲットで構成されており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す国際社会共通の目標。地方自治体にも各種計画等にSDGsの要素を反映した取組の推進が奨励されており、本県の施策にも取り込んでいくことが重要である。(裏面「宮崎県総合計画『未来みやざき創造プラン』(平成31年3月) 15頁参照)

*2 年4回(4、5、10、1月)「MSEC協議会」を開催する。また、随時「MSEC幹事会」を行い協議会に向けて原案を作成する。

*3 Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

8 持続可能な社会を目指して—SDGsの実現—

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成すSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)は、17のゴールと169のターゲットで構成されており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す先進国を含む国際社会共通の目標となっています。

我が国においても、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(平成28年(2016年)12月)が策定され、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組むこととされており、地方自治体にも各種計画等にSDGsの要素を最大限反映し、取組を推進することが奨励されていることから、本県の施策にも取り込んでいくことが重要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



- 目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4. すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8. 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標11. 包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標16. 持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する
- 目標17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)作成による仮訳をベースに作成(外務省)